

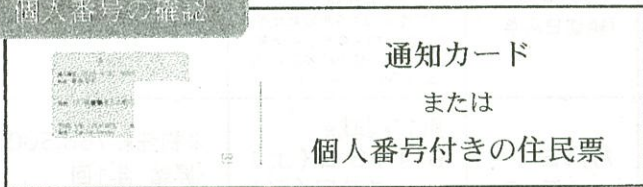
マイナンバーの情報連携及び マイナポータルが開始されます



7月18日(火、予定)から、情報提供ネットワークシステムを利用した自治体間による情報連携と、ポータルサイト「マイナポータル」の試行運用が開始となります。これらの本格運用は今年の10月頃になる見込みで、それまでの試行運用期間中は、役場等で必要な申請を行う方は、マイナンバー等による本人確認と、従来通りの申請をお願いします。10月の本格運用開始後は、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)に基づく行政手続において、一部の添付書類が省略されます。

★ 例) 個人番号の記載が必要な申請書を役場に提出する場合 ★

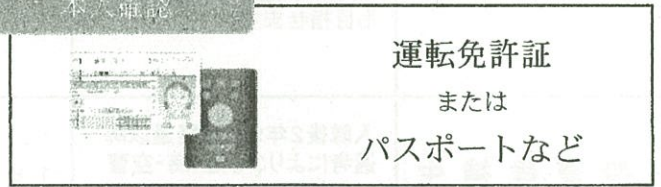
個人番号の確認



通知カード
または
個人番号付きの住民票

※通知カードをお持ちでない場合、個人番号付きの住民票を取得していただくこともあります。
通知カードは免許証等と一緒にご持参ください。

本人確認



運転免許証
または
パスポートなど

※顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものが必要です。例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳
ただし、税に関する事務の場合はどちらか1つで構いません。



○個人番号カードがあれば、これ一枚で申請ができます！



本人確認のための身分証明書として利用できるとともに、カードに搭載されるICチップや電子証明書を活用することにより、e-Tax等の電子申請を行うことができます。

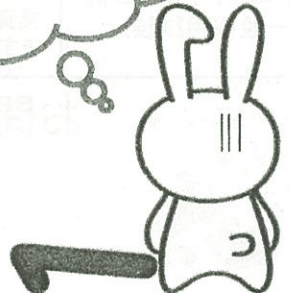
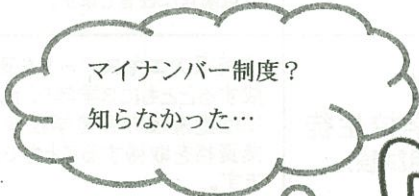
ぜひ！マイナンバーカードをつくりましょう！

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)について
マイナンバー制度は、住民票を有するすべての方に1つ1つの個人番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人物の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバー制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であり、期待される効果としては、大きく3つあげられます。

1. 役場などで、様々な情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に減少されます。
2. 添付書類の削減など手続きが簡素化され、負担が軽減します。
3. 所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、給付を不正に受けたりすることを防止します。

マイナポータルについて
自分の個人情報の提供状況や行政サービスのお知らせの確認ができるオンラインサービスです。まずは個人情報の確認や子育てに関するサービスから始まる予定です。



お問い合わせは 羅臼町役場企画振興課まで 87-2114